

# 労働基準広報 No.2194 2025 2/11

## CONTENTS

**特集** 次期年金制度改革の方向性① ————— 8

### 短時間労働者の適用拡大では企業規模や賃金要件は『撤廃する方向』で概ね一致

(編集部)

●労働局ジャーナル ————— 26

働き方改革を推進する運送事業者と  
荷主企業5社を交えて意見交換行う

[東京労働局]

●転ばぬ先の労働法〈紛争予防の誌上ゼミ〉— 27

第65講 令和6年春夏の最高裁判決の影響《2》

職種限定合意がある場合の配置転換

職種限定合意あれば個別的同意なく  
配転を命ずることはできないと明言

(北海学園大学法学部教授・弁護士 浅野高宏)

●フリーランス法Q & A⑧ ————— 38

出産等の配慮受け  
業務量減少分の減額の話合いは  
ハラスメントに該当しない

(編集部)

●NEWS ————— 1

◆ 女性活躍とハラスメントで労働政策審議会が  
建議/今国会に義務拡大を含む改正法案提出

◆ 労働基準関係法制研究会 報告書/労基関  
係法制研究の場引き続き設けることを要望

◆ 社保審・年金部会「議論の整理」/福岡大  
臣は今年の通常国会に改正法案提出の意向

◆ 厚労省・常時介護判断基準研究会/障害児  
や医療的ケア児の解釈困難なため見直しを

ほか

●わたしの監督雑感 ————— 36

奈良・大淀労働基準監督署長 藤田浩明

●労働保険審査会の裁決事例に学ぶ⑨ ————— 48

(労働評論家・飯田康夫)

●労務相談室だより ————— 56

#### 労務相談室

回答者

保険手続 [離職票が直接退職者に送信される新サービス] 受けるための要件は — 50 特定社労士・三戸礼子

懲戒 [出勤停止処分期間中は無給] 期間は任意に設定可能か ————— 52 弁護士・山口毅

労働基準法 [基準日は1月だが4月から時間単位年休実施] 年5日の算定は ——— 54 弁護士・岡村光男